

## 山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定区域等の変更について

### 1 概要

- (1) 工場・事業場における事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び山形県生活環境の保全等に関する条例により規制を行っている。
- (2) 上記の規制を行う地域については、都市計画法に基づく用途地域に準拠し、山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則及び県告示で定めている。
- (3) 今般、都市計画法の一部改正（用途地域の種類に「田園住居地域<sup>※</sup>」が追加）があったことから、関連する特定区域等の変更を行うもの。（別添1～3）

※ 第二種低層住居専用地域に建築可能な建物（学校、図書館、病院等）に加えて、農業用施設（農産物直売所、農家レストラン、農産物出荷施設等）の建築が可能。

### 2 改正する規則等

- (1) 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（S45.12 県規則第69号。以下「規則」という。）
- (2) 騒音規制法による地域の指定、規制基準の設定等（S49.10 県告示第1427号）  
（※振動規制法による地域の指定、規制基準の設定等（S55.6 県告示第945号）並びに規則別表第1第1項及び第2項に定める特定施設は上記告示に連動）

### 3 改正内容

2(1)、(2)で定める地域に「田園住居地域」を追加する。（別添4）

#### 《参考事項》

- ・パブリックコメントの結果：意見等なし
- ・関係市町への意見照会の結果：意見等なし

## 都市計画法に基づく用途地域及びその概要

用途地域	概要
第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第二種低層住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第二種中高層住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
<b>田園住居地域</b>	<b><u>農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域</u></b>
第一種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域
第二種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域

## 用途地域ごとの区域区分

用途地域	条例施行規則に基づく特定区域	騒音規制法に基づく指定地域	振動規制法に基づく指定地域
第一種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域	第1種区域 〔騒音規制法に基づく指定地域に連動〕
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
<u>田園住居地域</u>	(追加)	(追加)	
第一種住居地域	第2種区域	第2種区域	
第二種住居地域			
準住居地域 (特別工業地区※を除く。)			
近隣商業地域	第3種区域	第3種区域	第2種区域 〔騒音規制法に基づく指定地域に連動〕
商業地域			
準工業地域			
準住居地域 (特別工業地区)			
工業地域	第4種区域	第4種区域	
工業専用地域			

※都市計画法に基づく特別用途地区（地場産業としての繊維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。）

## 「特定区域」及び「指定地域」に係る騒音・振動規制について

### 1 特定工場等関係（法・条例）

(1) 特定施設の設置等の届出

(2) 敷地境界における基準

#### ① 騒音に関する基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	55デシベル

#### ② 振動に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

※第1種区域：騒音に係る第1種区域及び第2種区域

第2種区域：騒音に係る第3種区域及び第4種区域

### 2 特定建設作業の騒音・振動に係る規制（法・条例）

(1) 特定建設作業の実施の届出

(2) 敷地境界における基準

#### ① 騒音に関する基準

区域の区分	基準値	作業禁止時間	最大作業 時間数	最大連続 作業日数	作業 禁止日
1号区域	85デシベル	午後7時から 翌日の午前7時	10時間 ／日	6日	日曜日 及び休日
2号区域		午後10時から 翌日の午前6時	14時間 ／日		

※1号区域：騒音に係る第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち、学校、保育所、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域

2号区域：指定区域（特定区域）のうち、1号区域以外の区域

## ② 振動に関する基準

区域の区分	基準値	作業禁止時間	最大作業時間数	最大連続作業日数	作業禁止日
1号区域	75 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時	10時間 /日	6日	日曜日 及び休日
2号区域		午後10時から 翌日の午前6時	14時間 /日		

※区域の区分は(1)に同じ

## 3 商業目的での拡声機の使用制限（条例）

- (1) 航空機から機外に向けた拡声機の全面使用禁止
- (2) 定位置式、車両等搭載式の拡声器の使用規制

区域の区分	基準値	使用禁止時間	使用禁止区域
住居系区域	55 デシベル	午後7時から 翌日の午前8時	学校、保育所、病院等の敷地の 周囲おおむね50m以内の区域
商工業系区域	70 デシベル		

※住居系区域：騒音に係る第1種区域、第2種区域

商工業系区域：騒音に係る第3種区域及び第4種区域

## 4 飲食店営業等に係る深夜騒音等の規制（条例）

- (1) 飲食店、喫茶店におけるカラオケ装置、ジュークボックスの使用規制

区域の区分	基準値	音量制限時間	使用禁止時間*
第1種区域	45 デシベル	午後10時から 翌日の午前6時	午後11時から 翌日の午前6時
第2種区域			
第3種区域	55 デシベル		
第4種区域			

※音響機器から発する音が外部に漏れない措置を講じている場合は適用外

### 特定工場等

特定施設を設置する工場又は事業場

### 特定施設

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動を発生するものとして政令（条例においては条例施行規則）で定める施設

例：金属加工用プレス機、空気圧縮機等

### 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって政令（条例においては条例施行規則）で定める作業

例：くい打機を使用する作業等

## 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>別表第5</p> <p>特定区域</p> <p>山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、真室川町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、庄内町及び遊佐町の地域のうち、次の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の全地域</p> <p>(1) 第1種区域</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、<u>第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</u></p> <p>(2) 第2種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（同項第2号に規定する特別用途地区（地場産業としての繊維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。以下「特別工業地区」という。）を除く。）</p> <p>(3) 第3種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに特別工業地区</p> <p>(4) 第4種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域</p>	<p>別表第5</p> <p>特定区域</p> <p>山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、金山町、最上町、真室川町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、庄内町及び遊佐町の地域のうち、次の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の全地域</p> <p>(1) 第1種区域</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、<u>第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u></p> <p>(2) 第2種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（同項第2号に規定する特別用途地区（地場産業としての繊維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。以下「特別工業地区」という。）を除く。）</p> <p>(3) 第3種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに特別工業地区</p> <p>(4) 第4種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域</p>

昭和49年10月県告示第1427号（騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等）の一部改正（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域</p> <p>山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、真室川町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、庄内町及び遊佐町の地域のうち次の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の全地域</p> <p>(1) 第1種区域</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、<u>第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</u></p> <p>(2) 第2種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（同項第2号に規定する特別用途地区（地場産業としての繊維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。以下「特別工業地区」という。）を除く。）</p> <p>(3) 第3種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに特別工業地区</p> <p>(4) 第4種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域</p>	<p>1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域</p> <p>山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、真室川町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、庄内町及び遊佐町の地域のうち次の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の全地域</p> <p>(1) 第1種区域</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、<u>第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u></p> <p>(2) 第2種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（同項第2号に規定する特別用途地区（地場産業としての繊維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。以下「特別工業地区」という。）を除く。）</p> <p>(3) 第3種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに特別工業地区</p> <p>(4) 第4種区域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域</p>

※ 昭和55年6月県告示第945号（振動規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等）において、「振動規制法第3条第1項の規定により振動について規制する地域」として、「昭和49年10月県告示第1427号第1項に規定する地域」を引用。

※ 条例第2条第3号の特定施設（騒音又は振動に係るものに限る。）についても、規則別表第1第1項又は第2項において、「騒音規制法に基づく指定地域」又は「振動規制法に基づく指定地域」をそれぞれ引用。

## ○ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号) (抄)

### (地域の指定)

第三条 都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。第三項(次条第三項において準用する場合を含む。))及び同条第一項において同じ。)は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

### (規制基準の遵守義務)

第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

### (特定施設の設置の届出)

第六条 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

ー以下略ー

### (特定建設作業の実施の届出)

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

ー以下略ー

### (条例との関係)

第二十七条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する騒音に関し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

### (深夜騒音等の規制)

第二十八条 飲食店営業等に係る深夜における騒音、拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制については、地方公共団体が、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、営業時間を制限すること等により必要な措置を講ずるようにしなければならない。



## ○ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号) (抄)

### (地域の指定)

第三条 都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。第三項(次条第三項において準用する場合を含む。))及び同条第一項において同じ。)は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

### (規制基準の遵守義務)

第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

### (特定施設の設置の届出)

第六条 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

ー以下略ー

### (特定建設作業の実施の届出)

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

ー以下略ー

### (条例との関係)

第二十三条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する振動に関し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行われる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する振動又はその作業に伴つて発生する振動に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

○ 山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和45年7月県条例第41号）（抄）

（定義）

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (3) 特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち大気汚染、水質汚濁若しくは土壌汚染の原因となる物質を多量に排出し、又は著しい騒音、振動地盤の沈下若しくは悪臭を発生する施設であつて規則で定めるものをいう。

（特定施設の設置の届出）

- 第7条 一略一
- 2 工場又は事業場（特定施設（騒音等に係るものに限る。以下この項において同じ。）が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、次の事項を知事に届け出なければならない。
- 一以下略一

（特定建設作業の実施の届出）

- 第17条 住宅の環境が良好である区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他の特に騒音等の防止を図る必要がある区域として規則で定める区域（以下「特定区域」という。）内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。
- 一以下略一

（拡声機の使用制限）

- 第18条の2 一略一
- 3 何人も、前2項に規定するもののほか、特定区域内において商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合は、規則で定める場合を除き、使用時間、音量等に関して規則で定める基準を遵守しなければならない。

（飲食店営業等に係る深夜騒音等の規制）

- 第18条の3 特定区域内において飲食店営業その他の営業であつて規則で定めるもの（以下「飲食店営業等」という。）を営む者は、午後10時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。
- 2 特定区域のうち、良好な住宅の環境を保持する必要がある区域として規則で定める区域内において飲食店営業等を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める音響機器を使用してはならない。ただし、当該音響機器から発する音が営業所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この限りでない。

（山形県環境審議会への諮問）

- 第34条 知事は、次の各号に掲げる事項を定めようとする場合には、山形県環境審議会に諮問しなければならない。
- (1) 特定施設及び特定建設作業
- (3) 第17条第1項、第18条の2第2項及び第18条の3第2項の区域

○ 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）（抄）

（特定施設及び特定建設作業）

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

別表第1

1 騒音に係る特定施設

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により知事及び市長が指定した地域（以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。）内に設置する次に掲げる施設

（1）～（12） 一略一

2 振動に係る特定施設

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により知事及び市長が指定した地域（以下「振動規制法に基づく指定地域」という。）内に設置する次に掲げる施設

（1）、（2） 一略一

（特定区域）

第12条 条例第17条第1項に規定する規則で定める区域は、別表第5のとおりとする。

別表第5

特定区域

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、真室川町、高島町、川西町、小国町、白鷹町、庄内町及び遊佐町の地域のうち、次の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の全地域

（1） 第1種区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

（2） 第2種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（同項第2号に規定する特別用途地区（地場産業としての繊維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。以下「特別工業地区」という。）を除く。）

（3） 第3種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに特別工業地区

（4） 第4種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域

（飲食店営業等に係る深夜騒音等の規制）

第13条の4 一略一

3 条例第18条の3第2項に規定する規則で定める区域は、別表第5に掲げる区域のうち、第1種区域及び第2種区域とする。